

## 居宅介護支援 事業所

## 1、運営規程の概要

事業所名	ケアサービス まごの手		サービスの種類	居宅介護支援	
所在地	村上市塩町12番19号		事業所番号	1571200201	
連絡先	電話 0254-53-3102 FAX 0254-53-3168		管理者	松村 美和	
営業日	土・日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、 年末年始（12月31日から1月4日）を除く日とする。		介護支援専門員	松村美和（常勤） 遠山貴士（常勤） 中倉恵（常勤） 葛籠美由紀（常勤） 齊藤潤子（常勤）	
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。		備考	時間外、休日であっても携帯等 対応する	
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額		通常の事業 の実施地域	村上市・岩船郡
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額			

## 2、利用料等その他の費用の額

利用料は厚生労働大臣が定めた法定利用料に基づく料金ですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、  
**利用者の自己負担はありません。**

## ① 基本単価

I) 居宅介護支援費（Ⅰ） 〈担当件数が40件未満〉		II) 居宅介護支援費（Ⅱ） 〈担当件数が40件以上60件未満〉		III) 居宅介護支援費（Ⅲ） 〈担当件数が60件以上〉	
要介護 1・2	10,860円/月	要介護 1・2	5,440円/月	要介護 1・2	3,260円/月
要介護 3・4・5	14,110円/月	要介護 3・4・5	7,040円/月	要介護 3・4・5	4,220円/月

## ② 加算

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上 変更された利用者に対し指定居宅支援を提 供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の内 に、当該病院又は診療所の職員に対して必要 な情報を提供した場合	2,500円
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌 日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員 に対して必要な情報を提供した場合	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス 計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【（Ⅰ）イ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレ ンス以外の方法により1回行っている場合	4,500円
	【（Ⅰ）ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレ ンスにより1回行っている場合	6,000円
	【（Ⅱ）イ】 院等の職員からの情報収集をカンファレン ス以外の方法により2回以上行っている場 合	6,000円
	【（Ⅱ）ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っ ている場合であって、うち1回以上がカンファ レンスによる場合	7,500円

	【(Ⅲ)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを行った場合(1月につき)	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合。24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて相談体制を確保。	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれか算定し、かつ、医療機関等との連携に関する取組を積極的に行っている場合	1,250円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録(1月につき)	500円

③ 減算

1) 特定事業所集中減算		▲ 2,000円/月
0) 運営基準減算	減算要件に該当した場合	基本単価の50%を算定
	上記減算が2ヶ月以上継続している場合	算定しない

3、苦情処理の体制 別紙のとおり

4、事故発生時の対応等

○当事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 5, 秘密の保持

- 当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には決して漏らしません。
- 当事業所は、介護支援専門員その他の従業者が当事業所の従業員でなくなった後も、当事業所の責任において当該従業員が業務上知りえた利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者の居宅サービス計画を作成するために行われるサービス担当者会議及び連絡調整以外の目的に利用しないことを条件に、サービス計画に位置づけられた事業者、主治医及び保険者に対し、個人情報を提供できるものとします。

新潟県知事指定 村上市指定

訪問介護・元気応援訪問介護 事業所

1、運営規程の概要

事業所名	ケアサービス まごの手		サービスの種類	訪問介護・元気応援訪問介護
所在地	村上市塩町12番19号		事業所番号	1571200219
連絡先	電話 0254-53-3102 FAX 0254-53-3168		管理者	高橋 陽子
営業日	土・日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、 年未年始（12月30日から1月4日）を除く日とする。		サービス提供責任者	高橋 陽子（介護福祉士） 工藤 望（介護福祉士）
			ホームヘルパー	3人以上
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。		備考	休日のサービス提供は利用者の希望に応じて365日対応する
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分	通常の実地事業 の実施地域	・村上市・岩船郡
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額		

2、利用料等その他の費用の額

(1) 指定訪問介護（法定代理受領サービスの場合）を提供した場合、利用料は次の通りとし、利用者の自己負担はそのうちの1割です。

《訪問介護》

サービス内容	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上30分を超えるごとに下記を加算する
身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合			25分増すごとに650円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る)	
生活援助	20分未満		20分以上45分未満		45分以上
	-		1,790円		2,200円

(2) 2人の訪問介護員がサービス提供した場合で、厚生大臣が認める要件を満たしている場合は所定単位数の200%。  
・加算

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,000円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1月につき)	1,000円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記利用料の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記利用料の50%
特定事業所加算Ⅱ	当該加算要件及び人材要件を満たす場合	上記利用料の10%
特定事業所加算Ⅴ	当該加算要件及び人材要件を満たす場合	上記利用料の3%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×24.5%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×22.4%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×18.2%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×14.5%

《介護予防訪問介護》及び《元気応援訪問介護》

	取り扱い要件	基本利用料
訪問型サービス費Ⅰ	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	11,760円
訪問型サービス費Ⅱ	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	23,490円
訪問型サービス費Ⅲ	1週間に3回以上の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円

・加算

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×24.5%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数22.4%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×18.2%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×14.5%

3、事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

4、緊急時における対応方法

- サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

5、秘密の保持

- 当事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後も、当事業者の責任において当該従業員が業務上知りえた利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者の居宅サービス計画を作成するために行われるサービス担当者会議及び連

新潟県知事指定 村上市指定

## 通所介護・元気応援通所介護 事業所

### 1、運営規程の概要

事業所名	デイサービス まごの手		サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護
所在地	村上市塩町12番19号		事業所番号	1571200995
連絡先	電話 0254-53-3102 FAX 0254-53-3168		管理者	小池 由紀恵
営業日	月曜日から土曜日まで 但し、日曜日と1月1日～1月3日を除く日とする。		通常の事業の実施地域	村上市
営業時間	8:30分 ~ 17:30分		サービス提供時間	9:15分 ~ 16:30分
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額		
その他の費用	食費680円、おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費（身の回り品及び教養娯楽費）実費			

### 2、従業者の勤務体制

職種	員数		職種	員数	
	常勤	非常勤		常勤	非常勤
生活相談員	2（兼務2）		介護職員	12（兼務3）	2
看護職員	1（兼務）	4（兼務4）	機能訓練指導員	1（兼務）	4（兼務4）

### 3、利用料その他費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。

(1) 通所介護の利用料

① 基本部分 通所介護費

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費		所要時間 (1回あたり)	利用者の要 介護度	通所介護費	
		基本利用料	利用者負担金			基本利用料	利用者負担金
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700円	370円	6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	584円
	要介護2	4,230円	423円		要介護2	6,890円	689円
	要介護3	4,790円	479円		要介護3	7,960円	796円
	要介護4	5,330円	533円		要介護4	9,010円	901円
	要介護5	5,880円	588円		要介護5	10,080円	1,008円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880円	388円	7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円
	要介護2	4,440円	444円		要介護2	7,770円	777円
	要介護3	5,020円	502円		要介護3	9,000円	900円
	要介護4	5,600円	560円		要介護4	10,230円	1,023円
	要介護5	6,170円	617円		要介護5	11,480円	1,148円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700円	570円	8時間以上 9時間未満	要介護1	6,690円	669円
	要介護2	6,730円	673円		要介護2	7,910円	791円
	要介護3	7,770円	777円		要介護3	9,150円	915円
	要介護4	8,800円	880円		要介護4	10,410円	1,041円
	要介護5	9,840円	984円		要介護5	11,680円	1,168円

② 加算

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金

延長加算	所要時間が9時間以上10時間未満の場合	500円	50円
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	400円	40円
入浴介助加算Ⅱ	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	550円	55円
通所介護個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	560円	56円
通所介護個別機能訓練加算Ⅰロ		760円	76円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ		200円	20円
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	220円	22円
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		180円	18円
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		60円	6円
認知症加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1日につき)	600円	60円
ADL維持等加算(Ⅰ)	当該加算の要件を満たす場合	30円	3円
ADL維持等加算(Ⅱ)	当該加算の要件を満たす場合	60円	6円
中重度者ケア体制加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1日につき)	450円	45円
若年性認知症利用者受入加算	利用者ごとに個別の担当者を定めている事 (1日につき)	600円	60円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×9.2%	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×9.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数×8.0%	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数×6.4%	

## (2) 元気応援通所介護の利用料

### ①基本部分 元気応援通所介護サービス費

利用者の要介護度	介護予防通所介護費(1月あたり)	
	基本利用料	利用者負担金
要支援1、2(週1回程度) 事業対象者	17,980円	1,798円
要支援2(週2回程度) 事業対象者	36,210円	3,621円

### ②加算

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上グループ活動加算	生活機能改善等の目的を設定した通所介護計画を作成すること。複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスが実施されていること。1週間に1回以上実施していること。 (1月につき)	1,000円	100円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき)	週一回程度	880円 88円
		週二回程度	1,760円 176円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき)	週一回程度	720円 72円
		週二回程度	1,440円 144円



若年性認知症利用者受入加算	利用者ごとに個別の担当者を定めている事（1月につき）	2,400円	240円
運動機能向上加算	個別の運動機能向上計画を作成し、これに基づいて個別の運動機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算の算定要件を満たした場合	所定単位数×9.2%	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数×9.0%	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数×8.0%	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数×6.4%	

### 3、事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

### 4、緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

### 5、秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）や主治医との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用できるものとします。

### 6、苦情処理の体制

別紙 のとおり